

山田正彦 農林水産副大臣 様

農産物検査法の廃止を求める要望書

私たちは農産物検査法における斑点米問題に取り組んできた市民団体、生産者団体のネットワークです。斑点米問題とは、検査規格が農薬散布を助長して水田生態系の破壊を招き、食の安全を重視する時代の流れに逆行している問題です。これまで見直しについて何度も農水省と話し合ってきましたが、平行線のまま未だに解決しておりません。運動の中で、単に斑点米だけを問題にしているのでは真の解決にならないとの認識が深まってきました。

農産物検査法は、1951年（昭和26年）、旧食糧管理法（食管法）で政府が米を全量買い上げる際の検査制度として制定されたまま、部分的改定が行われただけで現在に至っています。その間、1995年に食管法は廃止され、コメの国家管理は民間にゆだねられました。しかし、農産物検査法はそのまま存続しているため、以下の不合理な点が多々あります。抜本的な解決には、最終消費者に正確な情報を提供するための新たな制度の制定が必要であり、現行農産物検査法は廃止すべきと考えます。

1、歩留まり重視の目視検査は時代にそぐわない

現行の検査は目視検査であり、玄米の外観や精米した場合の歩留まり、精米コストを重視したものです。その結果、農産物の安全性や健康に対する関心の高まりはまったく考慮されていません。むしろ規格の異常な厳しさが農薬散布を助長していることは本末転倒といえる重大な問題です。

一等米基準が「着色粒（斑点米）」の混入限度を0.1%と定めているため、生産者は斑点米の主な発生原因とされるカメムシ防除の農薬散布をせざるを得ないのが実情です。カメムシ防除の農薬が水田の殺虫剤散布で最も多く使用されており、ミツバチの大量死を引き起こすなど日本の水田生態系を破壊しています。貴省が策定しておられる「生物多様性戦略」との整合性の観点からも是非ご検討をお願い申し上げます。

なお、斑点米は検査終了後に色彩選別機を使って容易に除去され、最終消費

者に届くことはほとんどありません。

2、流通の合理化よりも表示の透明性・信頼性を

農産物検査法の目的は、「流通の合理化・取引の円滑化」とされています。大量に流通するコメを、流通業者がいちいち現物を確認しなくても取引できるように制定されたとのこと。そのため検査情報は最終消費者まで届かず、精米に表示されるのはJAS法による「産地」「品種」「産年」のみです。この表示は規格外米か一等米かにかかわらずまったく同じであり、消費者にとって原料米の情報を判別不可能にし、一方の流通業者にとっては「消える等級」が不当な利益をもたらしており、極めて不透明で不合理な検査制度と言わざるを得ません。

法制定後半世紀以上経った現在、農産物検査に求められているのは、最終消費者に正確な情報を提供し、購入する際の判断情報として役立つ制度です。流通業者の利益のためだけの法律などなくてしかるべきです。

3、農産物検査法には「品位等検査」と「成分検査」が規定されていますが

成分検査は極一部を除いてほとんど行われておらず、事実上、農産物検査＝品位等検査となっています。実際にコメの検査をするほとんどの民間登録検査機関は成分検査の設備も技術も持ち合わせていません。法で定められている成分検査（たんぱく質とアミラーゼ）は行われず、品位等検査も、重量、水分検査以外は、ひたすら、目視で検査をするというのが実情です。さらに、検査で証明される「産地・品種・産年」は、生産者の申告をそのまま認めているにすぎません。こうした検査証明のために生産者は検査料、設備利用料などの支出を強いられています。

4、消費者はコメの検査は、安全性の検査をしていると思っている人が大部分です。しかし、農産物検査法では、残留農薬の検査など一切いたしません。コメのトレサビリティ制度も決まった今、新しい法律を作って安全性の検査をするべきです。

平成21年11月19日

米の検査規格の見直しを求める会

米の検査規格の見直しを求める会

<賛同団体>

生き物共生農業を進める会・提携米研究会・日本不耕起栽培普及会・主婦連
合会・日本消費者連盟・日本有機農業研究会・ネットワーク農縁・反農薬
東京グループ・日本消費者連盟関西グループ・全日本農民組合連合会・お米
の勉強会・各務原ワークショップ・日本雁を保護する会・市民の大豆食品勉
強会・茨城アイガモ水田トラスト・食政策センタービジョン21 安全な食
べものネットワーク オルター

連絡先：生きもの共生農業を進める会（今野）

〒010-0445 秋田県南秋田郡大潟村西3-2-8

電話：090-1066-8464/FAX：0185-45-3050

eMail：skonnno@ogata.or.jp

反農薬東京グループ

代表 辻 万千子

〒202-0021 東京都西東京市東伏見2-2-28-B

電話/FAX：042-463-3027

E mail：mtsujij@jcom.home.ne.jp